

生活環境影響調査書に係る意見書に対する見解について

意見書 番号	項目	意見の内容	見解
1	調査、 予測及 び評価 の手法	<p>この調査書は新ごみ処理施設の稼働前の「生活環境影響調査」に関するものであり、市民（住民）生活にとって現実的により重要なのは、新ごみ処理施設が実際に稼働し、本調査書が主張するところの項目内容が担保・遵守されるのかどうかです。</p> <p>この点に関し、345頁に及ぶ本調査書の中にはまったく記述がありません。稼働後、一定の期間を区切って、つまり本調査で縷々取り上げられた項目に準拠する専門的な環境検査を抜き打ち的かつ定期的に実施するという約束がどこにも書かれていない。</p> <p>これではこの調査書を信頼して評価できません。事前評価だけであるならば、それはいわば画餅にすぎません。</p> <p>したがって、<u>とりわけ近隣ならびに影響を受ける市民（住民）の健康と身体的安全を保障するためには、稼働後の定期的な環境検査・環境調査の実施を約束する内容を記載しなければなりません。</u></p>	<p>生活環境影響調査は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の3に基づき、環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に沿って実施したものです。</p> <p>本調査は、廃棄物処理施設が周辺環境にどのような影響を及ぼすかということについて、周辺地域の生活環境の現況を把握したうえで施設の設置による影響を予測し、その結果を分析することにより、その地域の生活環境の状況に応じた適切な生活環境保全対策を検討するために行うものです。</p> <p>本施設において設定する公害防止基準については、本調査書の1-6ページから1-9ページに記載しており、稼働後においては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の3に基づき、定期的な計測管理を行い、その結果については公表を行ってまいります。</p>
	その他	<p>企画書や提案書などの文書の場合、その文書作成の目的を明示し、目的実現のための方法や手順を、相当の根拠をもって説明するというのが通常です。</p> <p>しかし、残念ながら本調査書はこの通常の手続きをとっておらず、むしろ手続きを、悪意をもって無視・閑却している、あるいは誤魔化しているといえます。以下、筆者の関心のある項目に注目してその理由を説明します。</p> <p>調査書の第1章「事業目的」にあるように、<u>本事業の目的は、施設の更新によって「循環型社会の形成に向けた取り組みを進める」</u>ためです。そして、「本施設整備事業の方向性、役割、機能、あり方を共有する指標として、以下に示す施設整備基本方針を設定している」として、下線をほどこし、5つの基本方針を掲示します。</p>	<p>ご指摘の5つの基本方針は、一般廃棄物処理施設整備基本計画において施設整備基本方針として設定したものであり、本施設はこの5つの基本方針に沿って施設整備を進めています。</p> <p>本調査書では、施設の計画概要として、「第1章 施設の設置に関する計画等」の部分に記載しているものであり、施設の詳細な計画内容は記載しておりません。</p> <p>今後も市民の皆様へは、事業の進捗に合わせて広報紙、本組合ホームページ等において情報発信に努めてまいります。</p>

意見書 番号	項目	意見の内容	見解
		<p>(1) <u>基本方針2では「地球温暖化対策に配慮し」、「低炭素社会へ貢献する施設」と書いていますが、345頁におよぶ長大な調査書中に、脱炭素の言葉も二酸化炭素・CO2の文字すらありません。現在の環境問題の中で、世界と日本がもっとも重要視している「地球温暖化」や「低炭素社会」にかかわるキーワードは〈二酸化炭素の削減〉であることは小学生でも知っています。そのための説明がまったくないのに、どうして基本方針2「<u>環境に配慮した低炭素社会に貢献する施設</u>」をつくるのが可能なのでしょうか？ 筆者の見落としであれば、「ここに説明記述がある」と指摘してほしいものです。</u></p> <p>(2) <u>基本方針3では「資源循環型社会の実現に貢献する施設」と謳っています。これはどうすれば実現するのですか？ 「資源循環型」とはどのような意味内容をもつのですか？ 明白な根拠もなく、ただ念仏のように唱えるのであれば児童戯にひとしい業です。</u> <u>基本方針4にある「施設建設費や長期にわたる維持管理費のコスト低減が図られる施設」</u>にかんする記述も本文中には一切見あたりません。</p> <p>(3) <u>基本方針5にある「大規模災害時には一時的に避難場所としても使用できる施設」</u>の文言では、第1章8項(1-8)「<u>4)災害廃棄物等仮置場の設置</u>」のところで、「<u>建設予定地内の西側には、主に大規模災害時に発生する災害廃棄物等を処理するまでの一時仮置場(ストックヤード)を設置する。(施設更新時の建替え用地としての使用を想定)</u>」との記述があるだけで、市民が「<u>一時的に避難する場所として使用できる施設</u>」などとはまったく書かれていません。</p> <p>もちろん、言うのはご自由ですが、環境コンサルに小さくない金額で委託作成させたであろうこの調査書を、大牟田・荒尾清掃施設組合はうたい文句(5つの</p>	

意見書 番号	項目	意見の内容	見解
		<p>基本方針) と本文との整合性や説明性の有無についてチェックをなさっていないようです。</p> <p><u>最後に、他種のレポート同様、この種の調査書の執筆のイロハをいえば、「目的」(ここでは5つの基本方針)のそれぞれの末尾に、例えば「⇒第2章5項3)および第8章1項5)」などと明記し、各目的・各方針の説明根拠となる箇所を、読む者に指示するのが通常でしょう。</u></p> <p>(大学のレポート作成で、そうした基本中の基本を修得なさっているはずです)。</p> <p>新ごみ処理施設がすでに決定したから、そのあとの市民への説明はいつでもいいというように受け止められるのは、〈公僕〉としての市職員の態度ではありませんし、今回のような調査書の作成では担当部署の知的誠実さも疑ってしまいます。</p>	
2	騒音	<p>私は、新たなごみ処理施設の近くに住んでいます。</p> <p>このあたりは、新開町や健老町の化学工場の隣で、工場へ大型トラックが通行する大牟田エコタウンの入り口です。</p> <p>有明海沿岸道路が完成し、健老インターを使って直接工場へ搬入、搬出される車も多くなってきているものと思いますが、調査報告書の昼間の騒音が基準値を超えていたことから交通量が多いことがわかります。</p> <p>道路向かいには、消防本部明治出張所もあり、緊急車両、工場からの大型トラックなどの通行に加えて、沿岸道路への車も通行しているので、道路がとても傷みやすく、そのような影響もあるのではないかと思います。</p> <p>施設が建設された後でも、私たちが安心して安全に暮らせるように、しっかりと道路の状況を確認しながら、道路管理者で早めの補修をするなど対策をしてください。</p>	<p>新ごみ処理施設の建設、運営における騒音対策として、工事車両、廃棄物運搬車両が集中しないよう走行時間の分散化に努め、速度や積載量等の交通規制を遵守し、計画地周辺の皆様の生活環境に十分配慮した上で、事業を進めてまいります。</p> <p>また、道路の維持補修につきましては、関係機関と密に連携を図りながら対応してまいります。</p>

※意見の内容は、個人情報特定される部分を除き、原文のまま記載